

各府立学校長 様

保健体育課長

新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び
運動部活動の留意事項の更新について

実技を伴う体育・保健体育の授業及び運動部活動の留意事項については、令和2年5月19日付け事務連絡により示したところですが、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（文部科学省）が改訂されたこと等を踏まえ内容を更新しました。

今後は下記のことについて留意の上、各校の実態に応じて指導計画及び指導内容を検討するとともに、引き続き児童生徒の健康観察を十分に行いながら指導してください。

なお、これらのことについては、今後の感染状況等により変更の可能性があることを申し添えます。

記

1 実技を伴う体育・保健体育の授業における留意事項

(1) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.9.3 Ver.4）」等を参考にする。

<体育実技全般の対応例>

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせる。
- ・ 医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えた旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重する。
- ・ 当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り、屋外で実施する。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなるような運動は避ける。
- ・ 教員と児童生徒の間も1m以上距離をあげ、電子ホイッスルでの合図、拡声器での指示、ホワイトボードや電子黒板等での板書・掲示による説明などに努める。
- ・ マスクの着用については必要ないが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、「学校の体育授業におけるマスクの着用の必要性について」（令和2年5月21日付スポーツ庁政策課事務連絡）を踏まえた扱いをする。

(2) 体育・保健体育の学習指導要領解説「運動・技能」の内容については、別紙「感染レベルと体育実技における実施可能な学習活動」を参考にする。

2 運動部活動における留意事項

(1) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.9.3 Ver.4）」等を参考にする。

<運動部活動全般の対応例>

- ・ 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。
- ・ 活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用を徹底すること。
- ・ 体育館など屋内で実施する際は、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・ 各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること。
- ・ マスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

(2) 「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年9月4日付け2教保第773号）に留意する。

担当	学校体育係
電話	075-414-5867